

(別紙1)

社会福祉法人指導監査結果

1 指導監査実施法人 社会福祉法人あしーど

2 指導監査実施年月日 令和8年1月29日(木)

3 文書指摘事項

区 分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事 項
I-3(2) 評議員会の招 集・運営	<p>令和7年6月25日開催の定時評議員会において、定款変更を評議員4人出席にて決議しているが、特別決議に必要な出席者数5人より不足しており、法令に基づく有効な決議が行われていなかった。</p> <p>有効な決議による定款変更を改めて行い、今後は、法令に基づく適切な事務手続きを行うこと。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の9第7項</p>	
III-3(3) 会計処理	<p>貴法人の予算の執行において、補正予算が計上されていないにもかかわらず、支出されている科目があった。</p> <p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められる。予算変更の必要がある場合には、補正予算を調整し、理事会の承認を受けること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について2の(2)</p>	